

1 趣 旨

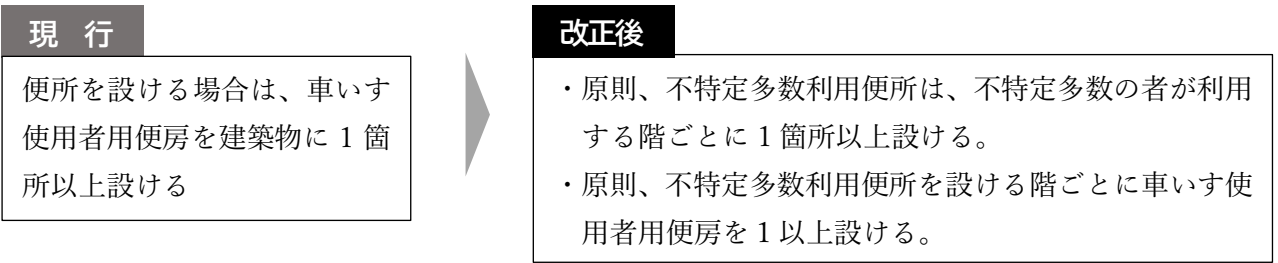
高齢者、障害者等の外出機会の増大等に伴い、バリアフリー化を着実に進めるための環境整備が求められていることから、今般バリアフリー法政令(※1)が改正され、バリアフリー基準の一部が強化及び新設されました。

横浜市では、福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則（以下、「施行規則」という。）において、整備に関する基準を定めていますが、改正後の政令基準が施行規則の基準を一部上回ることから整合を図るため施行規則の一部を改正します。そのため、施行規則の改正概要について意見募集を行います。

2 バリアフリー法政令の改正概要（令和6年6月 21 日公布、令和7年6月1日施行）

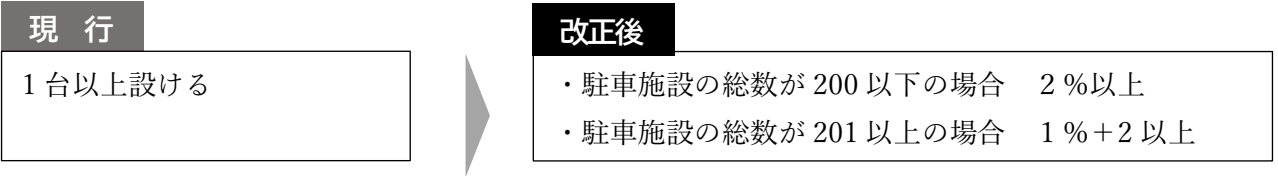
(1) 便所に係る基準の見直し

不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等が利用する便所（以下「不特定多数利用便所（※2）」という。）を設ける場合、車いす使用者用便房を建築物に1箇所以上設けることとされていましたが、原則、各階に1箇所以上設けることとする基準に改正されました。



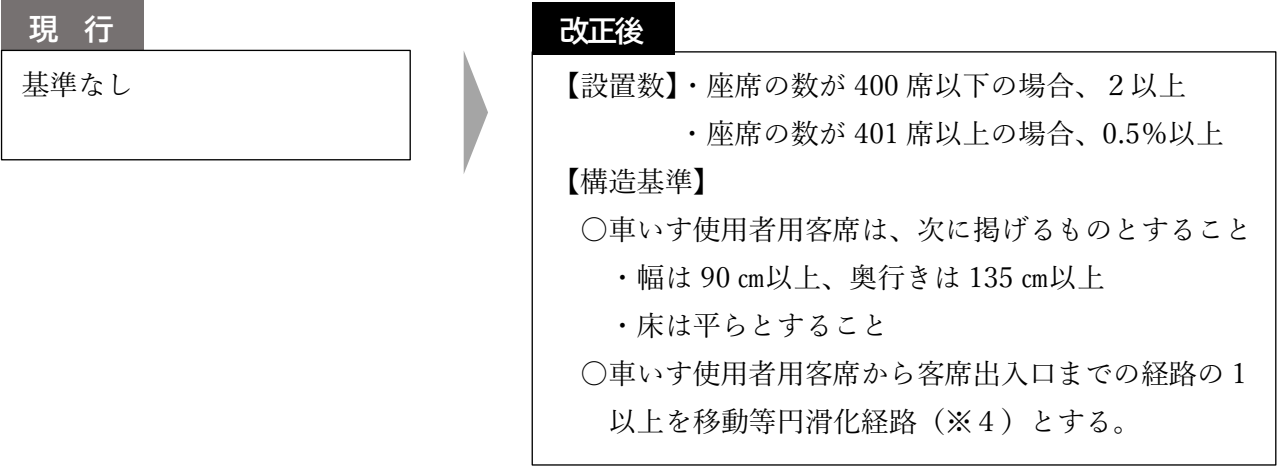
(2) 車いす使用者用駐車施設に係る基準の見直し

不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、車いす使用者用駐車施設を1台以上設けることとされていましたが、原則、駐車施設の数に対する割合で定める数以上（乗降場の構造基準を満たす場合は機械式駐車場に設置も可とする）を設けなければならない基準に改正されました。



(3) 劇場等における車いす使用者用客席(※3)の基準の創設

劇場等の客席においては、座席の総数に対する割合で定める数以上の車いす使用者用客席を設けなければならない基準が創設されました。



3 施行規則の改正概要【以下の内容について意見募集します】

バリアフリー法では2,000㎡以上の施設を対象としています。横浜市では、条例及び施行規則において、適合義務対象用途の追加及び適合対象規模要件の引下げを行うとともに、義務基準を付加しています。さらにバリアフリー法より高い水準の基準を自主基準として定め、事前協議により地域の特性や施設用途、規模、利用者の特性に応じた質の高い整備を進めています。今般の政令改正に合わせて、設置数等の基準の引き上げ及び基準の創設を行います。

(1) 便所の基準の見直し <表1>参照

① 義務基準

- ・不特定多数利用便所は、500㎡以上の対象施設（※5）について、政令改正基準に合わせて、原則不特定多数の者が利用する階ごとに1箇所以上設けることとします。
- ・車いす使用者用便房は、1,000㎡以上の対象施設については政令改正基準に合わせて、原則、不特定多数利用便所を設ける階ごとに1箇所以上設けることとし、500㎡以上1,000㎡未満の対象施設については施設に1箇所以上設けることを付加します。なお、500㎡未満の対象施設については、従来どおり不特定多数利用便所を設ける場合は建築物に1箇所以上設けることとします。

② 自主基準

不特定多数利用便所及び車いす使用者用便房の設置数は、義務基準と同様に規定します。さらに、2,000㎡以上の対象施設における車いす使用者用便房のうち、1箇所以上は車いすが円滑に利用できる十分な空間として、直径180cm以上の円が内接できるよう求めます。

(2) 車いす使用者用駐車場の基準の見直し <表2>参照

① 義務基準

車いす使用者用駐車施設の設置数を、政令改正基準に合わせて引き上げます。

② 自主基準

車いす使用者用駐車施設の設置数を、義務基準と同様に引き上げます。なお、機械式駐車場で車いす使用者用駐車施設を確保する場合には、必要台数分以上のバリアフリー対応（バリアフリー対応パレットを設ける等）を求めます。

(3) 車いす使用者用客席の基準の見直し <表3>参照

① 義務基準

300㎡以上の劇場等について、政令改正基準に合わせて設置数及び構造基準を規定します。ただし、500㎡未満の対象施設（※5）については、1席以上設けることとします。

② 自主基準

義務基準と同様の設置数に引き上げるとともに、300㎡以上500㎡未満の対象施設（※5）についても、これまでと同様に2席以上設けることとします。

また、奥行きについては、これまでと同様に2席以上は奥行き150cm以上とすることを求めます。

(4) 増築等における基準適用の考え方

① 不特定多数利用便所の整備範囲(義務基準)

これまで、増築等をする際は施設内の全ての不特定多数利用便所を整備基準に適合させる必要がありましたが、増築等をする階において、原則1箇所以上の不特定多数利用便所を施行規則で定める整備基準に適合させることとします。

② 車いす使用者用便房の設置数算定(自主基準)

増築等をする面積に応じて算定した数の車いす使用者用便房の設置を求めます。

(5) その他

政令改正に伴い、表示板交付基準等その他の所要の改正を行います。

■改正後の政令基準と条例施行規則の基準の比較について

下表のアンダーラインは、より高い水準の整備を図るために今回新たに付加する基準で義務基準を上回る自主基準です。

<表1>便所

	バリアフリー法政令	横浜市福祉のまちづくり条例	
	義務基準	義務基準	自主基準
対象施設の規模	2000㎡以上	用途ごとの対象規模以上（右<参考>の表参照）	
不特定多数利用便所の数	原則、不特定多数が利用する階の数以上*	500㎡以上：同左 500㎡未満：－	
車いす使用者用便房の数	原則、不特定多数利用便所を設ける階ごとに1以上*	1,000㎡以上：同左 500㎡以上 1,000㎡未満：施設全体で1以上 500㎡未満：不特定多数利用便所を設ける場合は1以上	
車いす使用者用便房内の十分な空間	－	直径150cm以上の円が内接できること	2000㎡以上：1以上の車いす使用者用便房は直径180cm以上の円が内接できること 2000㎡未満：同左

* 別途、小規模階を有する場合若しくは大規模階を有する場合の規定あり

<表2>車いす使用者用駐車施設

	バリアフリー法政令	横浜市福祉のまちづくり条例	
	義務基準	義務基準	自主基準
対象施設の規模	2000㎡以上	用途ごとの対象規模以上（右<参考>の表参照）	
車いす使用者用駐車施設の数	200台以下：2%以上 201台以上：1%+2以上	同左	
車いす使用者用駐車施設を機械式駐車場に設ける場合の規定	車いす使用者が円滑に乗降できる場所が1以上	同左	同左及び、必要台数分以上のバリアフリー対応（バリアフリー対応パレットを設ける等）

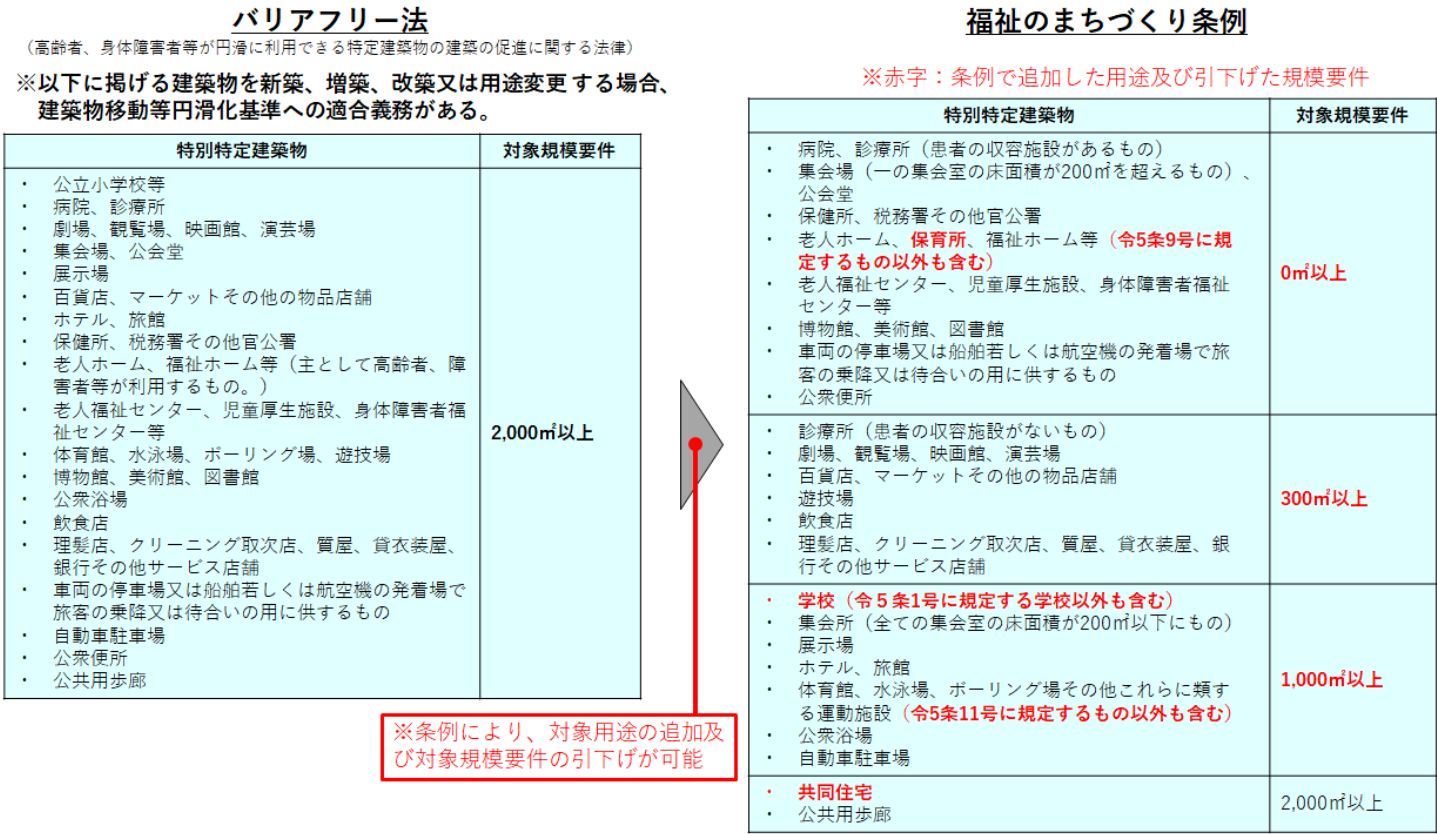
<表3>車いす使用者用客席

	バリアフリー法政令	横浜市福祉のまちづくり条例	
	義務基準	義務基準	自主基準
対象施設の規模	2000㎡以上	300㎡以上	
車いす使用者用客席の数	400席以下：2以上 401席以上：0.5%以上	500㎡以上：同左 300㎡以上 500㎡未満：1以上	500㎡以上：同左 300㎡以上 500㎡未満：2席以上
車いす使用者用客席の構造規定	奥行き135cm以上	同左	2席以上は奥行き150cm以上 その他は奥行き135cm以上

- ※1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令
※2 不特定多数利用便所とは、高齢者や障害者等だけでなく全ての人が利用する便所を言います。（職員専用など専ら内部関係者のみが使用する便所は除きます。）
※3 車いすのまま観覧ができるスペース。政令第15条の「車椅子使用者用部分」を言いかえています。
※4 高齢者、障害者等が、利用居室からトイレや駐車場、出入口等まで円滑に移動できるよう政令等で定められた基準に適合した経路
※5 政令第10条では500㎡未満の施設への適用除外を規定しており、本市ではこれを準用し、便所及び車いす使用者用客席の基準の適用対象を規定しています。

<参考> バリアフリー法と福祉のまちづくり条例の関係

(1) 横浜市では、バリアフリー法に基づき適合義務対象用途の追加と適合義務対象となる規模要件を引下げています。



(2) 横浜市では、バリアフリー法に基づき建築物特定施設の構造及び配置に関する**義務基準**を付加するとともに、さらにバリアフリー法より高い水準の基準を自主基準として定め、事前協議により地域の特性や施設用途、規模、利用者の特性に応じた質の高い整備を進めています。

【例：車いす使用者用便房に関する現行の法基準及び条例基準】

バリアフリー法	・ 車いす使用者用便房を1以上設けること。 ・ 出入口は幅80cm以上とし、戸は容易に開閉できる構造で、出入口前後に高低差がないこと。 ・ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 ・ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
---------	---

+

福祉のまちづくり条例	●付加している 義務基準 ・ 分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 ・ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。 ・ 便房の出入口の戸又はその付近に車いす使用者用が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。 ●付加している 自主基準 ・ 非常用呼出しボタンは便座から手の届く位置及び転倒した場合でも手の届く位置に設置すること。 ・ 出入口横に袖壁30cm以上設置すること。 ・ 手すり位置・寸法に関する基準 ・ 腰掛便座の位置・高さに関する基準 ・ 洗面台高さ、紙巻器設置に関する基準等
------------	--

3 施行予定日

令和7年6月1日（予定）

4 意見公募要領

(1) 意見公募期間

令和7年1月27日(月)から令和7年2月25日(火)まで（必着。郵送の場合は当日消印有効。）

(2) ご意見の提出方法

別添の意見投稿用紙にご記入の上、以下のいずれかの方法によりご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

- ① 郵送または持参（持参の場合は、平日の8:45～17:15にお願いします。）

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 横浜市庁舎25階
横浜市建築局建築指導部建築企画課

- ② ファクシミリ FAX番号：045-550-3568

- ③ 電子メール Eメール：kc-kkikenkoubo@city.yokohama.lg.jp

(3) 問い合わせ先

【福祉のまちづくり条例全体及び自主基準に関すること】

横浜市健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課 電話：045-671-2387

【施行規則改正概要（義務基準）に関すること】

横浜市建築局建築指導部建築企画課 電話：045-671-2933

(4) その他

- ① 寄せていただいたご意見と、それに対する横浜市の考えは、横浜市建築局建築指導部建築企画課のホームページで公表します。
- ② 「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」は、いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ③ 寄せていただいたご意見は、本件の目的以外に使用いたしません。
- ④ ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は「個人情報の保護に関する法律」の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限り利用します。